

若い担い手が夢や希望を持てる 新たな日本の農業を築くために

TPP協定交渉の進捗に伴い、日本農業の競争力があらためて問い直されている。兼業農家や高齢の担い手に支えられた日本の農業は、高コスト体質から脱却できずにいる。生産性向上を阻害する要因を取り払い、新たな農業への道筋を切り拓くためにはどうすればいいのか。新浪剛史委員長が語った。

農業改革
委員会

委員長
新浪 剛史

プロダクトアウトから マーケットインの農業へ

これからの農業に求められるものは、マーケットインの発想、つまり、消費者のニーズを理解し、生産に活かしていくことです。従来の生産者本位・補助金依存型の農業を脱し、付加価値を高めることで産業化を実現すべきです。

日本農業の産業化に向け、政府が検討を進めているのが、農地集約化を目的とした農地中間管理機構（以下、機構）の設置です。都府県では平均1.6ha程度といわれる農地を早期に10ha、20haと集約していき、「規模の経済」によって生産性を向上させるわけです。

そのための仕掛けとして、政府は機構の設置法案を閣議決定しました。これを活用することにより、将来的に農業を担う人が、大規模かつ一カ所にまとまった農地を借りられるようにすることがまずは肝要ではないかと思えます。

ただし、この法制化だけで問題が解決するわけではありません。民主党政権が導入した農業者戸別所得補償制度は、補助金を目的とした「農地の貸し剥がし」を招いており、農地の集約化を阻害する要因ともなっています。農政には、こうした補助金を廃止し、断固として農地を集約していくのだという明確な意思を示すことも求められます。

加えて、抜本的に見直さなければな

らないのが、約40年続いてきたコメの生産調整、すなわち減反政策です。これまで農家は、自由な経営判断の下、経済合理性にかなう作物を生産するのではなく、補助金が出るからコメの生産をやめるといって、非常に後ろ向きな転作を行ってきました。後ろ向きの転作から脱却し、マーケットインの発想で創意工夫を凝らした農業を実現するためにも、生産調整を廃止し、付加価値と生産性を向上させようというインセンティブが働く制度へと転換しなくてはなりません。

質の高い農産物を志向する前向きな転作は、十分に可能です。例えば、小麦には日本ならではの品種改良が重ねられ、外国産に負けないものとして評価されつつあります。麦も大豆も、質の高いものに対しては消費者のニーズがしっかりと存在するのです。これまでのコメ中心の農政を、根本から見直すべきです。

農業界と産業界の連携で 日本農業の競争力強化を

消費者のニーズに合致した付加価値の高い農業生産を実現する上では、マネジメント力やマーケティング力、技術力を有する企業の参入が望まれ、そのためには農業生産法人の規制緩和も不可欠です。出資比率や理事等の常時従事者要件など、企業の参入の妨げになっている要件は極力撤廃していかな

くはなりません。また、質の高い農作物の海外輸出を考える上では、農業界と産業界の連携もより綿密に図っていくことが重要です。

これまで農政は、膨大な国費を投じてきたにもかかわらず競争力を強化できなかった。つまり失政を続けてきたのです。農業を専業とする方々を支援し、競争力ある農業、質の高い農業を行うことは、食料の安定供給という観点からも待ったなしの改革です。TPP交渉は一つのきっかけではありますが、これを機にこれまで先送りにしてきた課題を克服しなければなりません。次



新浪 剛史 委員長
ローソン 代表取締役CEO

1959年神奈川県生まれ。81年慶應義塾大学経済学部卒業後、三菱商事入社。91年ハーバード大学経営大学院修了（MBA取得）。2002年3月ローソン顧問就任。13年より現職。05年5月経済同友会入会。06～09年度幹事、10年度より副代表幹事。13年度東京オリンピック・パラリンピック招致推進委員会委員長、11年度より農業改革委員会委員長。

の世代にいかん農業を承継するのかと
いうことを、政策面からもっと真剣
に考えていかなくてはならないのでは
ないでしょうか。

その際、企業が果たす役割も非常に

大きい。とりわけ野菜やフルーツとい
った農作物は、産業界が持つものづくり
のノウハウを存分に発揮できる分野で
もあります。企業が積極的に農業に進
出することが、やがてイノベーション

につながり、他国に負けないような農
作物の生産に結び付くはずで。皆さ
まにもぜひ、農業に強い関心を持ち、
どんどん参入していただければと考え
ています。

提言概要

日本農業の再生に向けた8つの提言

(9月30日発表)

I. 国際競争力を有する産業としての農業

提言1 農業関連法制の抜本的見直しによる簡素化と実効性確保

農地関連法制を抜本的に見直し、法体系の簡素化を図るとともに、農地の適正利用の促進および優良農地の集約化にかかわる規制・施策の実効性を高める。法改正に際しては、超党派の国会議員で構成される会議体で検討し、農業補助金等が政争の具とされ、政策の一貫性が損なわれることを防止する。

提言2 農業競争力強化にかかわる司令塔組織の創設と国と地方の役割分担見直し

- 1 農林水産業・地域の活力創造本部の役割・体制を一層強化し、国家戦略としての農業競争力強化にかかわる司令塔組織とする。
- 2 特に、農産物輸出の振興に関し、同本部を司令塔組織として、①JETROの機能を活用した食品にかかわる関税・輸入規制・流通体系等にかかわる情報の一元化、②関係省庁が緊密に連携した体制下での、各種基準の国際的調和および諸外国の食品輸入規制の運用適正化に向けた効果的な国際通商交渉の推進等を行う。
- 3 国と地方の業務分担を抜本的に見直し、地方農政局はその大半の業務を地方自治体に移譲し、廃止する。

提言3 日本版NIFAの創設によるゴールデン・トライアングルの形成

ワーヘニンゲン大学(オランダ)をモデルに日本版NIFA(National

Institute of Food and Agriculture の略。以下、NIFA)を創設し、農林漁業成長産業化支援機構(6次産業化ファンド)とも連携しながら、食と農業の産業クラスターを形成する。また、ビジネス、教育・研究、政府間の連携をより密にし、ゴールデン・トライアングルを形成するため、該当する自治体を農業特区に指定し、全国に先駆けて規制改革を行う。

提言4 産業界と農業の担い手との協働による経営力強化

- 1 作付品目および量の決定は農業経営の根幹であり、その自由と責任は農業の担い手にあることを食料・農業・農村基本法に明記する。
- 2 産業界との連携による取り組み。
 - ・農業の担い手と産業界とが連携して取り組むもの／農業大学校等における経営講座の開設と農業版ビジネススクールの創設、ICTの活用による新規販路開拓・マーケティング力強化と流通改革など。
 - ・産業界が率先して取り組むもの／社員食堂等における国産農産物の消費拡大、社員の農山村ボランティア参加支援。

提言5 農業生産法人の要件見直し

- 1 継続的取引関係を有する者の出資制限を撤廃する。
- 2 理事等の常時従事者要件および農作業従事要件を緩和・撤廃する。
- 3 農業関連事業の対象を拡大し、農業の生産性向上に不可欠な、農法・肥料の研究開発や土壌分析、営農指導を含める。

II. 土地利用型農業の生産性向上

提言6 コメ生産調整の段階的廃止による適地適作の実現

- 1 生産調整を5年間で段階的に廃止し、自由な作付を認める。
- 2 段階的廃止の過程では、現在の都道府県間調整の枠組みをより積極的に活用し、キャップ・アンド・トレード方式で担い手農家に生産枠を再配分する。
- 3 米価変動補填交付金制度を見直し、12,000円/60kgを限度に直接支払で生産コストを補償する。担い手農家の予見性を高め、農地および農機具等に関する中長期的な投資計画を早期に立てる観点から、直接支払の限度額については、10年で段階的に7,000円/60kgへと引き下げる旨をあらかじめ明示する。
- 4 米の直接支払交付金(15,000円/10a)は廃止し、新たな直接支払い制度の財源を確保する。
- 5 NIFAを中心に、コメの単収増に向けた品種・農業機械の改良に積極的に取り組む。

提言7 分散錯圖の解消と農地の利用適正化

- 1 耕作放棄・違反転用の取り締まりを強化する。
 - ・罰金額を面積および違反状態の継続期間に比例させる等、違反転用に対する罰則等を強化する。・所有者不明の耕作放棄地について、公告を行い、都道府県知事の裁定により利用権を設定する制度をより使いやすいものへと改める、他。
- 2 農地情報のデータベースを一元化し、一般に公開する。
 - ・農地基本台帳を法定化するとともに、マイナンバーを活用し、所在不明の不在地主の発生を抑制する。
- 3 政府の検討している農地中間管理機構(仮称、各都道府県に設置)が

真に実効性ある取り組みとなるよう、以下の事項について検討する。

- ・同機構の設置に際しては、農地の受け手のニーズに即した農地の借受け・集約化が進むような制度設計を行う。
- ・土地改良区の設立に必要な有資格者数の下限(15名)を撤廃し、代わりに面積の下限を規定することで、同機構の借り受けた農地における基盤整備がスムーズに行えるようにする。
- ・同機構の取り組みを検証・評価する第三者機関を設置する。第三者機関は、農地集積の実績・進捗状況等を年に1度検証し、評価を公表するとともに、評価の低い都道府県および知事に対し、評価の高い地域の取り組みをベストプラクティスとして共有し、横展開する。
- ・コメの生産調整制度全廃までの間、同機構を通じて貸借した農地については、作付の内容にかかわらず、生産数量目標に従っているものと見なすことで、農地引き受けのインセンティブを高める。

提言8 農業委員会の役割・構成員の見直し

改正農地法施行から5年を迎える2014年度までに下記の見直しを行う。

- 1 農業委員会は、中長期的な廃止も視野に、所管業務は原則として農業経営者および学識経験者等から構成される第三者機関へ移管する。
- 2 農地の権利移動にかかわる許可等の基準を明確化し、公表する。
- 3 農業委員会の構成要件と委員の被選挙権を見直す。
 - ・「攻めの農業」という農政の目指す方向に即した業務を行う観点から、農業委員について、①農業法人経営者の参画義務付け、②選挙委員の被選挙権にかかる面積要件の下限引き上げ(4ha)、③選任委員のうち、団体推薦委員の廃止——を行う。